

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	公告後の土地形質の変更、工作物の新築等の許可 (法第95条第1項に規定する土地改良事業に関するものに限る)			
根拠法令及び条項	土地改良法 第122条第2項			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第4条第2項第1号に該当)			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第1号に該当)			
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) (土地改良事業に係る損失補償) 第百二十二条 土地改良事業を行う者は、その事業の利害関係人がその事業によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。 2 第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十八条第六項、第十項、第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第一百条の二第二項(第一百十一条において準用する場合を含む。)及び第一百十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。			
	審査基準設定年月日	令和6年2月5日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
	標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間設定年月日	年 月 日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日	
所管部署	環境経済部 農政課			
備考	知事の権限に属する事務処理に関する法律(平成11年埼玉県条例第61号)の規定により市が処理するとされた土地改良法(昭和24年法律第195号)の事務			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定しそくされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。